

第 6 2 号議案

損害賠償の和解について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 6 月 1 9 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

この議案は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定に基づき、提出するものである。

記

1 和解の内容

- (1) 多摩市と相手方は、本件街路樹の根による建物破損事故による建物内外の破損及び家賃補償の損害のため、相手方に金 3, 0 3 5, 1 3 1 円の損害額が生じたことを確認する。
- (2) 多摩市は、前項の建物内外の破損及び家賃補償の損害の損害賠償債務として、相手方に対し、金 3, 0 3 5, 1 3 1 円の支払義務のあることを確認する。
- (3) 多摩市と相手方は、多摩市が第 1 号の損害額の金 3, 0 3 5, 1 3 1 円を負担することを認める。
- (4) 多摩市と相手方の間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

2 和解の相手方

東京都多摩市永山

A

3 和解の理由

令和 5 年 1 0 月 1 2 日和解の相手方より、多摩市永山の建物において、多摩市が管理する街路樹の根による建物内外の破損が発生している旨の申し出があり、現場にて建物内外の破損状況の確認調査を実施した結果、建物内外の破損の原因は明らかに街路樹の根によるものと判明した。

この事故により、相手方の建物内外の破損及び家賃補償の損害額の負担について和解する必要があるため。